

SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 国スポ玄海町観光・おもてなし基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」において、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、競技会場とする。ただし、町実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技会の開催期間中とする。ただし、町実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、町実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は町実行委員会が決定し、売店の規模は、1ブースあたり約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、町実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

(1) 売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについて売店の出店者（以下「出店者」という。）が希望するときは、町実行委員会が準備するものとする。

ア テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）

イ 長机 6台以内

ウ 椅子 4脚以内

(2) その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとするが、町実行委員会が運営上必要と認める場合は、町実行委員会が準備するものとする。

なお、町実行委員会の許可を受けて火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

(3) 飲食物を取り扱う出店者は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管及び陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理するものと

する。

7 出店申請

出店希望者は、町実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）、売店出店誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、町実行委員会に提出しなければならない。

8 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ（国民スポーツ大会標章等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024 実行委員会の使用承認を得ているもの。）
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く）
 - ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
 - イ 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの）
- (5) 宅配便
- (6) その他町実行委員会が特に必要と認めるもの

9 出店者条件

出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上、玄海町内に店舗を有して営業を継続している者
 - イ 競技団体の推薦があり、町実行委員会が必要と認める者
 - ウ 第71回国民体育大会以降の国体、競技別リハーサル大会又はSAGA2024 国スポ競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - エ その他町実行委員会が認める者
- (2) 次の条件のいずれも満たす者
 - ア 競技会の開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - イ 法令等により許可を必要とする営業については、当該許可を受けていること。

- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物を取り扱う出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便（赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌（必要に応じてノロウィルスを含む。))を実施し、その結果を町実行委員会に提出できること。
- なお、検便に係る費用は出店者の負担とする。
- エ 申請書提出時点において、町税（玄海町が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- オ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- カ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理に要する経費の一部として、1ブース当たり1日5,000円を出店料として負担しなければならない。ただし、売店の規模が第5項に規定する規模の半分以下の場合又は移動販売車による出店を町実行委員会が認めた出店者の場合は、当該出店料の半額とする。
- (3) 出店者は、出店料を町実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むものとする。
- なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない特別な理由があると町実行委員会が認めるときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。
- (5) 第2号の規定にかかわらず、町実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、出店料を免除することができる。
- ア 町内に事業所を有して営業している者
- イ 障害者就労施設等
- ウ 国又は地方公共団体
- エ 宅配便を主として営業している者
- オ その他町実行委員会が特に認める者

(6) 出店者は、出店料の免除を受けようとするときは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を町実行委員会に提出するものとする。

(7) 町実行委員会は、前号の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、出店者に売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を送付するものとする。

11 出店者の選定

町実行委員会は、第7項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、町実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

(1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) その他町実行委員会が適当と認めた者

なお、町実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

12 出店許可証の交付

町実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店に係る手続き完了を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

食品に関する営業許可を必要とする出店者は、速やかに所轄保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は收受印が押された許可申請書等の写しを町実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

(1) 町実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、町実施本部（休憩所・売店係）とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに町実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を取り扱うこと。
- (5) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (6) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 感染症拡大防止対策として、SAGA2024 国スポ玄海町感染症（防疫）対策要項に基づき、必要な対策を講じること。
- (6) 販売品等の搬入搬出する車両には、町実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、搬入車両は、原則として1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、町実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 町実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には、出店者、従事者又はその代理者が必ず出席すること。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに町実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

(13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、町実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、町実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、町実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

(1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他町実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めるとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、町実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者及びその従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

23 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を町実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、町実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を町実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における売店についても、必要に応じてこの要項を準用する。